



平成30年度 健康づくりポイント事業のお知らせ ～記念品交換は3月29日まで～

健康づくりポイント事業で貯めたポイントの記念品交換はもうお済みですか？

記念品交換は、ポイントカードを健康増進課に提出することでできます。記念品交換期間は、3月29日（金）までです。目標ポイントまで貯まった方は、お早めに提出してください。

◆対象者 平成30年3月31日時点で20歳以上の方で、町に住所のある方

◆ポイントの貯め方

期限：3月29日（金）

対象事業に参加し、カードにスタンプをもらうことでポイントを貯めることができます。

◆記念品の交換について

期限：3月29日（金）

5ポイント以上：健康グッズ又は温泉施設利用券2枚

8ポイント以上：健康グッズ又は温泉施設利用券4枚

12ポイント以上：選べる特産品（大子産米、奥久慈しゃも、常陸大黒製品）又は温泉施設利用券6枚

上記のいずれかまでポイントが貯まったら、カードに必要事項を記入して健康増進課へ提出してください。1人1回記念品と交換ができます。特産品については後日送付します。

※温泉施設利用券は、森林の温泉、フォレスパ大子、道の駅「奥久慈だいご」浴場で使えます。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

大子町農産品ブランド「だいごみ」第6回募集のお知らせ

現在大子町では、45品目の優れた農産品や加工品を大子町農産品ブランド「だいごみ」として認証し、その魅力をPRし町のイメージアップと消費の拡大を図っています。

◆応募概要

- ・農産物は町在住者により町内で生産されるもので、長期的、安定的な生産が見込まれること。
- ・加工品は原料に大子町産農産物等を使用していること。
- ・加工品は衛生管理、品質管理等が徹底されており、加工者が明確であること。

◆申込み

所定の応募用紙に記入の上、2月28日（木）までに大子町特産品流通公社へ提出してください。

（応募用紙は大子町特産品流通公社のホームページからダウンロードし御利用ください。）

応募された商品等は、3月18日（月）・19日（火）に開催予定の審査会を通し認証されます。

問合せ 大子町農産品ブランド推進協議会（大子町特産品流通公社） TEL 76-8220

道の駅奥久慈だいご温泉施設の臨時休館について

道の駅奥久慈だいごの浴室修繕工事のため、2月12日（火）から約1か月間、2階温泉施設が臨時休館となります。御不便をおかけしますが、御理解・御協力のほどよろしくお願いします。

なお、売店・レストラン・だいご味らんど等1階の店舗については通常通り営業します。

問合せ 観光商工課 TEL 72-1138

確定申告のお知らせ

- ◆国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、自宅等で確定申告書が作成できます。e-Taxで送信又は書面で印刷して送付のいずれかで御提出ください。
- ◆「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、平成31年1月から、「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際、IDとパスワードを入力すればe-Taxで申告することができます。ので、ぜひ御利用ください。
- ◆「確定申告書等作成コーナー」の操作や確定申告に関する御質問・御相談は、まずは、国税庁ホームページで検索・電話にてお問い合わせください。
 - 確定申告などに関する問合せ：国税庁ホームページ「確定申告特集」を御覧ください。
 - e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問合せ：e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
TEL0570-01-5901（土日・祝日、12月29日～1月3日を除く。）
- ◆所得税、個人消費税、贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。なお、確定申告会場の開設期間前は、相談スペースが限られており、長時間お待たせする場合があります。
 - 場 所 太田税務署
 - 期 間 2月18日（月）から3月15日（金）まで（土・日曜日を除く。）
※2月15日（金）までは、確定申告会場は開設していません。
 - 時 間 相談受付 8：30～16：00（提出は17：00まで）
相談開始 9：00
※申告書の作成には時間を要しますので、お早めにお越しください。相談内容が複雑な場合は、午後3時頃までにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度来場してもらう場合があります。
※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待たせする場合や受付を早めに締め切る場合があります。
※確定申告会場では、御自身でパソコンを操作し、申告書を作成することを基本としています。なお、検算を希望する方も、御自身でパソコンを操作し確認してもらいます。
- ◆太田税務署では、今年の確定申告期間中は、平日（月～金曜日）以外でも、2月24日（日）と3月3日（日）に限り、水戸税務署及び日立税務署と合同で、中央ビル（水戸市泉町2-3-2）において確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の收受及び納付相談を行います（現金納付の窓口業務は行いません。）
なお、この2日間は中央ビル以外での業務は行っていないので、御注意ください。当日は混雑が予想されますので、あらかじめ御承知おきください（※駐車場がありませんので、公共交通機関を御利用ください。）。

問合せ 太田税務署 TEL0294-72-2171

医療費控除に関する明細書の提出義務化について

- ◆医療費控除を適用する方へ
平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。
なお、税務署から記載内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。
※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付又は提示によることもできます。

問合せ 太田税務署 TEL0294-72-2171

配偶者控除・配偶者特別控除の改正について

平成30年分の確定申告から次のとおり改正されます。

◆配偶者控除

申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除を受けられないこととなりました。

また、控除額について、改正前は一律38万円とされていましたが、改正後は、申告者本人の合計所得金額に応じ、①900万円以下の場合は38万円(48万円)、②900万円超950万円以下の場合は26万円(32万円)、③950万円超1,000万円以下の場合は13万円(16万円)とされました(※)。

※()内の金額は、老人控除対象配偶者(控除対象配偶者のうち、平成30年12月31日現在の年齢が70歳以上の者をいいます。)の場合となります。

◆配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、申告者本人の合計所得金額によっても控除額が異なることとなりました。詳細は、国税庁ホームページ「タックスアンサーNo.1195」を御覧ください。

なお、申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用はありません。

問合せ 太田税務署 Tel0294-72-2171

軽自動車の廃車・変更の手続きは3月中に！

軽自動車税の賦課期日は4月1日です。4月1日に登録がある車両に課税されます。廃車、名義変更、住所変更の手続きがまだお済みでない方は手続きをお願いします。3月下旬になりますと、手続きで窓口が混雑することが予想されますので、なるべくお早めに手続きをお願いします。ナンバーが付いたままで使用していない車両がありましたら、廃車の手続きをすることをお勧めします。所有している車両の車種によって、手続き先が異なりますので御確認ください。

◆軽自動車等の廃車・名義変更手続き先

原動機付自転車・小型特殊自動車等 大子町役場税務課 Tel72-1116

三輪・四輪の軽自動車

軽自動車検査協会 茨城事務所(東茨城郡茨城町若宮887-59) Tel050-3816-3105

軽二輪(125cc超250cc以下のバイク)、小型二輪(250cc超のバイク)

国土交通省関東運輸局 茨城運輸支局(水戸市住吉町353) Tel050-5540-2017

問合せ 税務課町税担当 Tel72-1116

普通自動車税減免申請の出張窓口開設

県では、障害者手帳等の交付を受けた方で、障害等級や自動車所有者等が一定の要件を満たす場合には、障がいをお持ちの方のために使用する自動車について、申請により自動車税及び自動車取得税を減免する制度を設けています。

減免申請は年間を通じて管轄の県税事務所にて受付していますが、以下の日程で出張窓口を開設しますので、ぜひ御利用ください。

◆日時 3月6日(水)10:00~16:00(12:00~13:00は除く。)

◆場所 役場地階 第二会議室

◆必要書類 障害者手帳(原本)、納税義務者の印鑑(認印可)、マイナンバー確認書類、運転者の運転免許証(コピー可 ※両面)、車検証など

※減免の要件により手続きに必要な書類が異なりますので、詳しくは常陸太田県税事務所へお問い合わせください。

問合せ 常陸太田県税事務所 Tel0294-80-3314

町営住宅等入居者募集

◆募集住宅

住宅名	所在地	構造	間取り	戸数	建設年度	種別
上小川第二住宅 (子育て支援住宅)	頃藤 4014	木造平屋	3LDK	1戸	H28年	地優賃
	<設備>ガスコンロ, ガス給湯器, ユニットバス, 網戸, 駐車スペース, TVアンテナ, 戸別合併浄化槽					
えのき台住宅 (子育て支援住宅)	矢田 225	木造平屋	2LDK	1戸	H21年	子育て町営
	<設備>ガスコンロ, ガス給湯器, ユニットバス, 網戸, 駐車スペース, TVアンテナ持込 (残置物あり), 戸別合併浄化槽					
磯部住宅	浅川 2557	木造平屋	2DK	1戸	H14年	町営住宅
		木造2階	3DK	2戸	H12年 H17年	
	<設備>ガス給湯器, ユニットバス, 駐車スペース, TVアンテナ持込 (残置物あり), 共同合併浄化槽					
北田気第二住宅	北田気 166	RC3階建て	3DK	1戸	S62年	町営住宅
	<設備>瞬間湯沸器, バランス釜, 浴槽, 駐車場2台, 共同TVアンテナ, 共同合併浄化槽					
アメニティ本町	大子 999-7	PC5階建て	3LDK	1戸	H16年	特定町営
	<設備>IHコンロ, ガス給湯器, ユニットバス, 駐車場1台, 共同BSTVアンテナ, 共同合併浄化槽					

◆入居資格

※入居の際は、連帯保証人が原則2人必要です。

※所得月額 = (世帯の所得金額 - 同居者及び別居扶養人数 × 38万円) ÷ 12月

「所得金額」とは、給与の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄に記載されている金額、確定申告書の所得金額の合計欄の金額、あるいは市町村長が発行する所得が分かる証明書等の所得金額の合計欄の金額です。「世帯の所得金額」は、世帯全員の「所得金額」を合算した額となります。

- ・町税等（水道料金を含む。）を滞納していない方で、住宅に困っている方
- ・暴力団員でない方

□地優賃：上小川第二住宅（子育て世帯の定住，大子町各地域の活性化を目的にした住宅）

・所得月額が387,000円以下の方

・「18歳未満の子どもがいる世帯」，「5年以内に婚姻の届けをした新婚世帯」，「婚姻予定者がいる子育て世帯」のいずれかに該当する方

□町営住宅：えのき台，磯部，北田気第二住宅

（住宅に困窮している低所得者世帯に低廉な家賃で賃貸する住宅）

- ・所得月額が158,000円以下（高齢者，障害者等は214,000円以下）の方
- ・同居する又は同居しようとする親族がいる方

□特定町営住宅：アメニティ本町

（中堅所得世帯に対して優良な賃貸住宅を供給するため，町が定額家賃で賃貸する住宅）

- ・所得月額が158,001円以上487,000円以下の方
- ・同居する又は同居しようとする親族がいる方

◆月額家賃

□地優賃：上小川第二住宅

月額家賃 50,000円

18歳未満の扶養する児童等により家賃が減額されます。

（1人：10,000円，2人：15,000円，3人以上：20,000円）

□町営住宅：えのき台，磯部，北田気第二住宅

入居者の所得及び町営住宅の立地条件，規模等の便益に応じた家賃となり，毎年算出されます。

所得月額	えのき台住宅	磯部住宅(平屋)	磯部住宅(2階建て)	北田気第二住宅
0 円～ 104,000 円	26,000 円	14,800 円	21,700 円 22,800 円	17,500 円
104,001 円～ 123,000 円	30,000 円	17,100 円	25,000 円 26,300 円	20,100 円
123,001 円～ 139,000 円	34,300 円	19,600 円	28,600 円 30,100 円	23,000 円
139,001 円～ 158,000 円	38,700 円	22,100 円	32,300 円 34,000 円	26,000 円

町営住宅は 18 歳未満の扶養する児童等により家賃が減額されます。

(1 人：10%，2 人：15%，3 人以上：20%)

子育て町営は 18 歳未満の扶養する児童等により家賃が減額されます。

(1 人：10,000 円，2 人：15,000 円，3 人以上：20,000 円)

□特定町営：アメニティ本町

月額家賃 70,000 円

18 歳未満の扶養する児童等により家賃が減額されます。

(1 人：10%，2 人：15%，3 人以上：20%)

◆共 益 費

磯部住宅：月額 2,000 円 北田気第二住宅：月額 2,500 円 アメニティ本町：月額 3,000 円

◆敷 金 家賃の 3 か月分

◆申 込 み

3 月 1 日 (金) までに建設課へお申し込みください (申込書は建設課にあります)。募集締め切り後、入居資格審査の上、町営住宅等入居者選考委員会等により入居予定者を決定します。

◆入居時期 4 月中予定 (誓約書等の必要書類を提出後決定します。)

◆そ の 他

- ・入居を希望する方は、当住宅の建設に至る政策目標などから、入居後、地域の方との交流や行事への積極的参加、学区内学校への通学等に御理解をお願いします。
- ・住宅は使用に差し支えのない程度の修繕はしてありますが、しみや傷等が残っていることがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・住宅により、網戸、TV アンテナは入居者の持込みになります。また、TV 受信ブースターが必要な場合があります。

問合せ 建設課 TEL 72-2611

図書館「プチ・ソフィア」

無料で本、雑誌の貸出しを行っています。1 人 5 冊まで 2 週間利用できます。
休館日は毎週月曜日と木曜日です。開館時間は午前 10 時から午後 6 時までです。

◆新しく入った本

□一般書

「日本史の探偵手帳」(文庫本) 磯田道史著

「払ってはいけない 資産を減らす 50 の悪習慣」 荻原博子著

「NHK ラジオ深夜便 絶望名言」 頭木弘樹，NHK (ラジオ深夜便) 制作班著

「ちびまる子ちゃん⑰」(完結巻) (りぼんマスケットコミックス) さくらももこ著

「麒麟児」 沖方丁著

「トラペジウム」 高山一実著

「「さみしさ」の研究」 ビートたけし著

「冥界からの電話」 佐藤愛子著 その他

□児童書

「風を歩く者 守り人外伝」 上橋菜穂子作

「それしかないわけないでしょう」 ヨシタケシンスケ作 その他

※3 月 1 日 (金) から 3 日 (日) まで雑誌と本のリサイクルを行います。1 人 5 冊までです。

※ホームページで図書館「プチ・ソフィア」の蔵書が検索できます (<http://www.lib-eye.net/daigo/>)。

問合せ 図書館「プチ・ソフィア」 TEL 72-6123

結婚新生活応援補助金

若者の婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、婚姻及び定住の促進を図るため、新婚世帯に対し住居費及び引越費用の一部を補助します。

◆利用条件

- ・補助金申請日が婚姻届日から6か月以内であること。
- ・婚姻届日において、年齢が夫婦いずれも満50歳以下であること。
- ・夫婦ともに町内に住所を有していること。
- ・他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ・町税等を滞納していないこと。

◆対象となる経費

①住居費（新築・購入）

婚姻を機に新たに町内の住宅を取得する際に要する費用（増改築を除く。）

②住居費（賃貸）

婚姻を機に新たに町内の賃貸住宅を賃借する際に要する家賃

（夫婦が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該住宅手当分を除く。）

※町営住宅、子育て支援住宅は対象外

③その他の経費 敷金、礼金、共益費及び仲介手数料

④引越費用 引越業者又は運送業者への支払いに要する費用

◆補助金の額

①住居費（新築・購入）

1世帯当たり720,000円を上限とする（初年度に1回限り）。

②住居費（賃貸）

1世帯当たり月額20,000円を上限とする。

初年度の補助金申請日の属する月から起算して36か月を限度

※③の補助金の交付を受けた場合は、当該交付額を控除した額

③その他の経費及び引越費用

1世帯当たり合計額180,000円を上限とする（初年度に1回限り）。

◆申請に必要なもの

- ・結婚新生活応援補助金交付申請書 ※町ホームページからダウンロードできます。
- ・住宅の売買契約書若しくは請負契約書又は賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- ・住宅手当支給証明書 ※町ホームページからダウンロードできます。
- ・夫婦の所得証明書及び市町村税完納証明書
- ・貸与型奨学金の返還額が分かる書類

◆補助金の申請及び請求時期

□申請時期 初年度：随時 次年度以降：毎年4月末まで

□請求時期 9月（4月～9月分）、3月（10月～翌年3月分）の年2回

問合せ まちづくり課 TEL72-1131

第50回大子町女性教育振興大会

◆日時 2月21日（木）9：15開会（受付開始 8：45）

◆場所 文化福祉会館「まいん」 文化ホール

◆テーマ 「元気に暮らせるまちづくり」

◆講演会

長谷川幸介氏（茨城県生涯学習・社会研究会会長）、外岡仁氏（茨城県まちづくりアドバイザー）

「みんなが笑顔で、みんながつながる 女性が支える まちづくりの幸せ“処方箋”」

◆演奏会 渋谷恵美子氏（歌唱）、藤田美歩氏（ピアノ） 「故郷」他

※入場は無料です。多くの方の御来場をお待ちしています。

問合せ 教育委員会事務局生涯学習担当 TEL72-1148

婚活イベント「体験型婚活パーティー」

- ◆日 時 2月23日(土) 10:00~15:00
- ◆場 所 那須野ヶ原ファーム
- ◆内 容 馬とのふれあい体験, 野菜を使ったスイーツ作り, カップリング
- ◆料 金 男性: 3,000円 女性: 1,000円
- ◆募集人員 25~45歳の独身の方 男女各15人
※男性は栃木県大田原市, 那須塩原市, 那須町, 那珂川町, 福島県棚倉町, 矢祭町, 埴町, 茨城県大子町に在住又は在勤者に限る。
- ◆申込み
2月14日(木)までに, 電話又はFAXでお申し込みください(受付時間 平日9:00~17:00)。氏名, 生年月日, 性別, 住所, 携帯番号, メールアドレス, 職業を記載してください。
※時間外の着信については, 折り返し営業時間内に連絡します。
- ◆主 催 八溝山周辺地域定住自立圏推進協議会

申込先・問合せ (株)大田原ツーリズム URL <http://www.ohataragt.co.jp>
Tel 0287-47-6759 FAX 0287-47-6760

婚活イベント「愛の架け橋 イチゴ狩り&お食事会」

- ◆日 時 2月24日(日) 10:30~15:30 (受付開始 10:00)
- ◆場 所 萩谷いちご園, レストラン「ばんび」
※集合場所: 常陸太田市役所1階ロビー(会場へはバス移動)
- ◆参加費 男性: 3,500円 女性: 2,000円
- ◆募集人員 男性42歳以下, 女性40歳以下の独身男女各15人 ※応募者多数の場合抽選
- ◆申込み
2月13日(水)午後5時までに, 電話, FAX 又はメールにてお申し込みください。
氏名, 性別, 生年月日, 住所, 電話番号, 職業を記載してください。
申込み先
常陸太田市結婚相談センター「YOU愛ネット」 Tel/FAX 0294-33-5151
E-mail: youinet@bz03.plala.or.jp (電話受付 月, 水~土 11:00~18:00)
※締切日以降は, 電話で直接お問い合わせください。
- ◆主 催 常陸太田市
- ◆後 援 (一社) いばらき出会いサポートセンター

問合せ NPO法人グリーンピュア常陸太田 愛の架け橋事業係 Tel 090-2240-4971 (森)

使用済み農業用プラスチックの回収を実施します

町では, (公社) 茨城県農林振興公社及び運搬業者と, 農業用ビニール(農ビ)及び農業用ポリエチレン(農ポリ)の回収委託契約を結んでおり, 今年度も有料で回収します。

回収を希望する農家の方は, 事前に登録(登録済みの方も含む)する必要がありますので, 2月25日(月)までに農林課へお申し込みください。

- ◆日 時 3月7日(木) 9:00~10:00
- ◆場 所 (農) コメッコライスセンター駐車場(上岡地内)
- ◆費 用 農ビ排出割: 5.56円/kg 農ポリ排出量割: 31.54円/kg 均等割: 1,000円/戸
- ◆注意事項 排出する際に農ビ, 農ポリは混ぜないでください。また, 分別作業と並行して, 土砂, 茎葉等作物の残さ, 留金等の金属, 木片, その他の異物を必ず除去してください。

問合せ 農林課農林担当 Tel 72-1128

第9回 大子町文化遺産シンポジウム「大子町の文化遺産を活かす」

大子町には、豊かな自然環境や長い歴史の中から生まれた伝統的産業や歴史的建造物が多く残されています。これらは次世代へ受け継いでいくべき町の宝です。近年は、大子町の漆や楮の品質の良さが全国的に認知され始めたり、町内の登録有形文化財が増え始めたり等、様々な動きがあります。今回のシンポジウムでは、近年の大子町の文化遺産の動向や、町内で行われている活動を知るとともに、これらの魅力を活かすために私たちにできることは何かを考えたいと思います。お気軽に御参加ください。

- ◆日時 2月17日(日) 13:30~16:00 (開場 13:00)
- ◆場所 文化福祉会館「まいん」 観光交流ホール
- ◆参加費 無料
- ◆特別講演 橋田慈子(なみこ)(筑波大学大学院, 日本学術振興会特別研究員)
「校歌がつなぐ校歌をつなぐーふるさとに生きる子どもたちの取り組みー」
- ◆活動・調査報告(各10分)
 - (1) 43万人の大移動 ー学童疎開ー (大子郷土史の会)
 - (2) 楮の生産及び出荷調査報告 ー楮生産体験学習事例ー (伝世舎)
 - (3) 十二所神社の祭礼 (十二所神社例大祭保存会)
 - (4) 中田植後継者人材育成事業 (中田植保存会)
 - (5) 文化遺産を活かしたモニターツアーの実施 (らっしやいでえご隊)
 - (6) 観光ボランティアガイドの人材育成講座 (観光ボランティア大子)
- ◆主催 大子町の文化遺産を活かす推進委員会
- ◆後援 大子町 大子町教育委員会
- ◆助成 平成30年度文化庁文化芸術振興費補助金(文化遺産総合活用推進事業)
- ◆協力団体 木の文化塾, 大子郷土史の会, 観光ボランティア大子, 中田植保存会, らっしやいでえご隊, 伝世舎, もば建築文化研究所

問合せ 大子町の文化遺産を活かす推進委員会事務局 TEL 72-2446 (菊池)

「河川清掃」を実施します

この河川清掃は、町民の皆さんの自主参加と実践によってきれいな河川を維持するとともに、この活動を継続することによって、町民一人一人の公共的徳心の高揚を図り、美しい郷土、快適な生活環境づくりを目的として行います。御理解と御協力をお願いします。

- ◆日時 3月3日(日) 8:30~ (小雨決行)
※開始時間は地域の都合により調整してください。
- ◆区域 町全域の河川
- ◆方法
 - ・各世帯の協力を得て実施します。
 - ・各世帯にごみ袋2枚を配付しますので、燃えるごみ(ビニールやプラスチック等)と燃えないごみ(空き缶やガラス等)に分別して拾ってください。
 - ・ごみは燃やさないでください。
 - ・拾ったごみは、例年と同じ場所に集めておいてください。後日回収します。
- ◆その他
 - ・河川清掃は、住民の自主参加が原則です。
 - ・高齢者の世帯等で、河川清掃に参加が困難な場合は無理をしないでください。
 - ・河川清掃当日に使用のごみ袋、軍手は、各連絡班長を通じて配付します。
 - ・河川清掃当日は、家庭のごみ(特に廃タイヤ、バッテリー、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、パソコン等の不用品)を出さないでください。
 - ・河川清掃で出たごみの回収は、清掃日より5日以内に行いますが、回収漏れがあった場合には、生活環境課に連絡をお願いします。

※大子町は、茨城県から「茨城県河川愛護奨励金」の交付を受けていますが、全て河川清掃経費の一部に充てています。

問合せ 環境保全大子町民会議事務局(生活環境課) TEL 76-8802

放課後子ども教室協働活動サポーター募集

町では、平成31年度についても町内の6小学校及び県立大子特別支援学校において「放課後子ども教室」の実施を予定しています。

つきましては、平成31年4月から平成32年3月まで児童の見守りや活動の補助を行う「協働活動サポーター」を募集します。

関心のある方は、お気軽にお問い合わせください。初めての方、児童の保護者の方、学生の方も大歓迎です。

- ◆実施日 学校登校日(週5日)
※土日・祝日、長期休業日(春休み、夏休み、冬休み)、学校給食がない日等は実施しません。
- ◆勤務日数 週2日～5日
- ◆勤務時間 下校時刻の30分前から午後6時30分まで(大子特別支援学校は午後5時まで)
※下校時刻は学校により異なります。
- ◆賃金 1時間当たり900円(予定)
- ◆勤務内容 児童の見守り及び協働活動支援員の補助
①児童の受付 ②学校の宿題に取り組ませる
③プリント学習やレクリエーション、工作及び体験活動の補助
- ◆雇用条件 町内に居住する75歳未満で心身共に健康な方(平成31年4月1日現在)
※雇用主は、町から事業委託を受けている事業者です。
- ◆申込み 申込書に必要事項を記入(写真貼付)の上、2月22日(金)までに教育委員会事務局生涯学習担当に提出してください。なお、申込者に対し、面接を行う場合があります。
※申込書は教育委員会事務局生涯学習担当で配布、又は町ホームページに掲載しています。

問合せ 教育委員会事務局生涯学習担当 TEL72-1148

田舎体験民泊の受入家庭を募集します

大子町子ども田舎体験推進協議会では、都市部の小・中学生の田舎体験民泊の受入れを進めています。

田舎体験民泊では、田舎体験を通じ、子どもたちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心を育むため、学校行事の一環として、一般家庭に小・中学生が宿泊します。

田舎体験民泊の受入れに興味がある、やってみたいという方は、お気軽にお問い合わせください。

◆受入概要

一般家庭への宿泊日数は1泊又は2泊程度で、年に1～3回程度小・中学生の受入れを行います。人数は1家庭当たり2～5人程度で、その都度受入希望の御案内をします。また、受入家庭には必要な経費をお支払いします。

※本年は、10月23日～25日(2泊)を予定しています。

～民泊を終えた子どもたちの声～

- ・茨城に祖父母ができたみたいで、とっても嬉しかったです。
- ・たくさんの体験をさせてくれた大子のお父さん、お母さんに感謝しています。大子が楽しい場所になりました。
- ・本当の家族と過ごしているみたいでした。みんなで料理を作ったり、犬の散歩に行ったりとたくさんの思い出ができました。

問合せ 団体事務局(みらんど袋田内) TEL79-0296
まちづくり課 TEL72-1131

平成 31 年度大子町教育相談員を募集します

- ◆雇用期間 平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
- ◆勤務先 大子町教育支援センター
- ◆内 容

職種名	スーパーバイザー	相談員
人数	1 人	4 人
勤務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・専任相談員，主任相談員及び教職員へのカウンセリングの助言指導に関すること。 ・児童生徒，保護者等へのカウンセリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒，保護者等へのカウンセリング ・教職員からの児童生徒の指導に係る相談 ・児童生徒の問題行動，状況について学校，関係機関との連絡調整 ・カウンセリングに関する資料等の収集，提供 ・施設管理
報酬等	時給 5,000 円 交通費（町規程による。）	時給 1,000 円 交通費（町規程による。）
勤務時間等	2 週間に 1 日 1 日 5 時間以内	2 週間に 5 日 1 日 7 時間以内
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人日本臨床心理資格認定した臨床心理士の資格を有する者 ・教育に関する知識及び経験がある者 ・地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しない者 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育に関する知識及び経験がある者 ・地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しない者

- ◆申込み
希望者は，次の書類を 2 月 22 日（金）までに，学校教育担当へ本人が持参して提出すること。
・教育相談員志願書 ・臨床心理士資格登録証明書の写し（スーパーバイザーのみ）
- ◆選考及び結果通知
選考は書類審査と面接で行います。選考の結果は本人へ通知します。
- ※応募書類は，学校教育担当にあります。
- ※申込期限後，募集人員に満たない場合は，随時受け付けますので学校教育担当へお問い合わせください。

問合せ 教育委員会事務局学校教育担当 TEL 79-0170

食生活改善推進員による料理教室

行事食や郷土料理，季節の食材等を利用して料理教室を開催します。

- ◆日時 3 月 12 日（火）9:30～13:00
- ◆場所 保健センター
- ◆献立 押し寿司，春のごま豆腐
- ◆持ち物 エプロン，三角巾，筆記用具
- ◆料金 無 料
- ◆定員 24 人
- ◆申込み 3 月 5 日（火）までに健康増進課へ電話でお申し込みください。定員になり次第締め切ります。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

元気シニアバンクに登録してみませんか

県では，豊富な知識，経験，技能等を持つ高齢者が様々な地域活動で活躍できるよう，元気シニアバンクを開設しています。

元気シニアバンクに登録した方は，「茨城シニアマスター」として，県内の様々な団体等の依頼に応じて活動してもらいます。

長年培ったものを地域のために活かしてみませんか。登録については，茨城わくわくセンターへお問い合わせください。

問合せ 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
茨城わくわくセンター
TEL 029-243-8989

町有地売払い

大子町所有の土地を、次のとおり現状渡りで払い下げます。

◆売払い物件

所在地	地目	地積 (㎡)	価格 (円) / 単価 (㎡当たり)
池田字十王平 1 6 4 7 番 7 池田字馬場 2 5 5 9 番 7	雑種地	3 1 5 ㎡ (9 5 坪)	3, 7 9 1, 0 0 0 円以上 (1 2, 0 3 5 円/㎡)

◆売払い土地に係る制限等

- (1) 用途地域：第一種低層住居専用地域
- (2) 建ぺい率：40%
- (3) 容積率：80%
- (4) 電 気：東京電力
- (5) 水 道：大子町上水道（水道加入金が必要です。）
- (6) 排 水：自己負担により「合併処理浄化槽」を設置し対応してもらいます。

◆申込み

□期 間 2月5日（火）から2月28日（木）12：00まで
（受付時間 8：30～17：00 ※土日・祝日を除く。）

□場 所 役場2階 財政課（郵送による受付はできません。）

□必要なもの

- ・普通財産売払い申請書（財政課にあります。）
- ・売払い土地購入申込書（財政課にあります。町ホームページからもダウンロードできます。）
- ・完納証明書（未納がないことの証明）
※大子町以外に在住の方はお住まいの市町村税の完納証明書（写し）を提出してください。

□無効となる申請書

- ・記載事項が不明な場合、又は記名押印がない場合
- ・金額を訂正した場合、又は意思表示が不明瞭な場合
- ・2通以上の申請書を提出した場合
- ・申込書の提出に関し不正行為のあった場合

◆応募資格 応募できる方は、次に掲げる要件を全て備えている個人又は法人とします。

- (1) 買い受けた土地において、自ら居住する住宅を建築し、入居できること。
- (2) 売買代金の一括支払いが確実にできること。
- (3) 市町村税その他の税金の滞納がないこと。
- (4) 買い受けた土地を公序良俗に反する用途に供するおそれがないこと。
- (5) 暴力団員及びその関係者でないこと（大子町暴力団排除条例、大子町建設工事等暴力団排除対策設置要綱による。）
- (6) 契約締結日から5年間の条件（購入した人及び法人所有の建物敷地として利用、土地の分割禁止、風俗営業の禁止及び転売の禁止）
※2者以上の連名（共有）による応募の場合も、連名者（共有者）全員が(1)～(5)の要件を備えていることが必要です。

◆売払い土地の決定方法

2月28日（木）13：00開札 15：00選考会

申込金額及び使用目的を考慮して決定します。

同一条件で2人以上の申込みがある場合は、選考会による選考を経て決定します。

◆注意事項

- ・売払い土地購入申込書に事実と相違する記載があるときは、申込み又は売払いの決定は無効になります。
- ・提出された書類は、お返ししません。
- ・提出された書類等に係る情報は、土地購入申込み以外には使用しません。

問合せ 財政課契約管財担当 Tel 7 2 - 1 1 1 9

医療費適正化に御協力ください

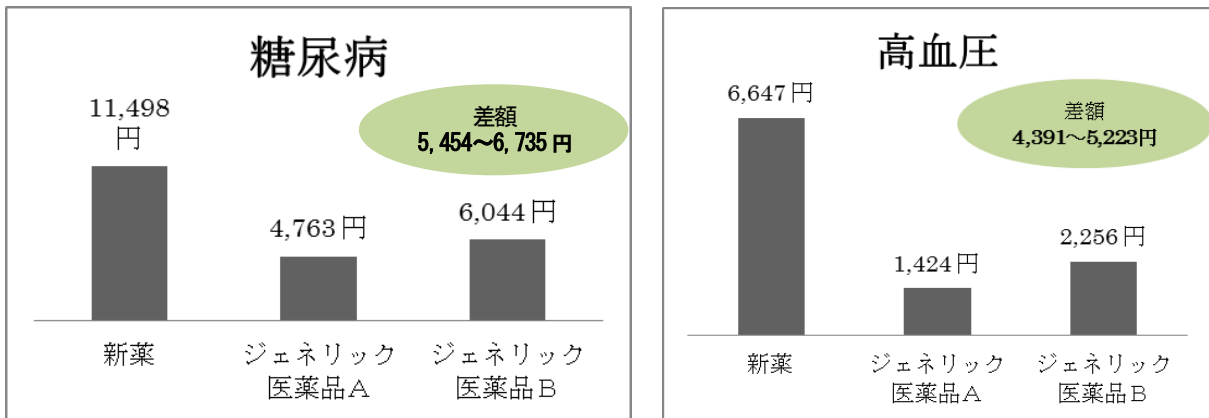
◆残薬をなくしましょう

薬の飲み残し、飲み忘れは十分な治療効果が得られないことがあります。また、残薬による飲み間違いや誤飲の原因にもなりますので、用法・用量を守って正しく服用しましょう。

◆ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）の特許期間満了後に作られたお薬のことです。ジェネリック医薬品は、開発費が少ないため、価格が安くなっています。また、効き目や安全性は新薬と同等と厚生労働省から認められています。ジェネリック医薬品を利用することで、医療費の節約ができる可能性があります。ジェネリック医薬品の利用を希望する場合は、かかりつけの医師や薬剤師の方に相談をしてください。

◆新薬とジェネリック医薬品のお薬代の比較例（3割負担の方が1年間服用した場合）



※金額はあくまでも目安です。詳しい負担額については薬剤師の方にご確認ください。

問合せ 町民課国保年金担当 TEL 7 6 - 8 1 2 5

医療と介護に関する講演会を開催します

「住み慣れたまちでいつまでも～今知りたい！在宅医療って何ができるの？～」をテーマに講演会を開催します。

これから“在宅医療”の時代がやってきます。「在宅医療って言葉は聞いたことあるけどよく分からない」という方大歓迎です。講演会を通して、在宅医療について一緒に考えてみませんか。

◆日時 2月17日（日）13：30～16：00（受付開始 13：00）

◆場所 文化福祉会館「まいん」 文化ホール

◆内容

□講演1「在宅医療の実際」

講師：ひたちおおみやクリニック院長 横山卓先生

□体操「PT（理学療法士）三浦の効果がわかる！簡単ストレッチ」

講師：慈泉堂病院 理学療法士 三浦展明先生

□講演2「お薬にまつわる役に立つよもやま話」

講師：太子町在宅医療・介護連携推進委員長／ビッグママあこ薬局 薬剤師 根田滋先生

◆参加費 無料

◆申込み 不要

問合せ 地域包括支援センター TEL 7 2 - 1 1 7 5

介護職員初任者研修費補助金について

町では、町内に住所を有し、訪問介護サービス事業に従事している方又は従事することが見込まれる方で、介護職員初任者研修を修了した方に対して補助金を交付します。

◆補助対象者

町内に住所を有し、訪問介護サービス事業に従事している方又は従事することが見込まれる方で、平成 30 年度の介護職員初任者研修を修了した方

◆補助金の額

研修受講料に対し、50,000 円を限度とします。ただし、他の制度による補助金、助成金の交付を受けている方は、交付を受けた額を除きます。

◆補助金の申請に必要な書類

- ・介護職員初任者研修費補助金交付申請書及び交付請求書
- ・介護職員初任者研修修了証書の写し
- ・受講料領収書
- ・振込先口座の確認できる書類
- ・他制度により交付を受けた補助金等がある場合はその交付額のわかる書類

※認印を持参してください。

◆申請期限及び申請先

平成 30 年度介護職員初任者研修を修了後、3 月 29 日までに福祉課へ申請してください。なお、研修修了日が 3 月 30 日又は 31 日となる場合は、事前に御相談ください。

問合せ 福祉課高齢介護担当 Tel 72-1135

ひとり親家庭の皆さんへ

県では、就職に有利な看護師、保育士や介護福祉士等の資格を取得するために、養成機関で 1 年以上修学する場合に、「高等職業訓練促進給付金等事業」として給付金を支給します。

◆対象者 以下のいずれも満たすひとり親家庭の父母

- ・児童扶養手当受給者又は同様の所得水準にある方
- ・養成機関において 1 年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・就業又は育児と修業の両立が困難である方

※過去に当給付金を受給されていた方は対象外となりますので御注意ください。

◆対象資格

- ①看護師（准看護師を含む。） ②保育士 ③介護福祉士 ④作業療法士 ⑤理学療法士
⑥歯科衛生士 ⑦美容師 ⑧社会福祉士 ⑨製菓衛生士 ⑩調理師

※准看護師養成機関を修了後、引き続き、看護師養成機関に修学する場合には、3 年を超えない範囲で支給可能です。

◆支給額 住民税非課税世帯：月額 100,000 円 住民税課税世帯：月額 70,500 円

◆支給期間 修学する全期間（上限 3 年）

※本事業を利用するためには、就学前に受給資格の審査や資格取得の見込み等について、事前相談を行うことが必要となります。来年度、養成機関での修学を検討されている方は、3 月中に県北県民センター地域福祉室へ御相談ください。

問合せ 県北県民センター地域福祉室 母子・父子自立支援員 Tel 0294-80-3321

パパ・ママ教室

新米パパ・ママや、既に子どもはいるけれどもう一度勉強したいパパ・ママを対象に開催します。妊娠や育児の講話を聞き、パパ・ママ2人でのストレッチや沐浴のデモンストレーションなどを行います。教室は、2回参加して終了となります。参加費は無料です。ママだけの参加やお子さんと一緒にの参加も歓迎します。

- ◆日時 1回目：3月 6日(水) 18:15～20:00
2回目：3月20日(水) 18:15～19:45
- ◆場所 保健センター
- ◆内容
 - 1回目(体操をするので、動きやすい服装でお越しください。)
妊娠中と出産までの経過、妊娠中の食生活、妊婦体操と出産の呼吸法(実技)
ビデオ「赤ちゃん このすばらしき命」
 - 2回目
赤ちゃんの沐浴(デモンストレーション)、育児についての話
ビデオ「お父さんへのメッセージ」
 - *妊娠中の身体を整え、リラックス効果があるハーブティーの試飲ができます。
 - *パパの妊婦体験も実施します。妊娠中のママのことを一緒に学びましょう!
- ◆申込み 3月5日(火)までに健康増進課へお申し込みください。

問合せ 健康増進課 TEL72-6611

物忘れ(認知症)相談

地域包括支援センターでは、物忘れや認知症に関する相談日を設けています。最近物忘れが気になるようになった方や認知症の症状のある方を介護している方は、お気軽に御相談ください。

- ◆日時 2月27日(水) 13:00～16:00
3月27日(水) 13:00～16:00
- ◆担当者 地域包括支援センター職員
- ◆場所 役場第一分室1階 地域包括支援センター
- ◆申込み 相談日の前日までに電話等で地域包括支援センターへお申し込みください。

問合せ 地域包括支援センター TEL72-1175

指定給水装置工事事業者を指定しました

次の事業者を大子町水道事業指定給水装置工事事業者指定しましたのでお知らせします。

株式会社 パイプマン
代表取締役 菊池伴和
水戸市東野町264-1
TEL029-350-8072

問合せ 水道課 TEL72-2221

飲食店向けセミナー

- ◆日時 2月22日(金) 14:00～16:00
(受付開始 13:30)
- ◆場所 文化福祉会館「まいん」
観光交流ホール
- ◆内容 『売上や利益を上げるためには』
～焼き鳥はなぜ串にささっているのか～
- ◆講師 株式会社経営科学研究所
代表取締役 初鹿野浩明氏
- ◆対象者 町内事業所(飲食店経営者等)
- ◆定員 50人
- ◆申込期限 2月20日(水)

申込み・問合せ 観光商工課 TEL72-1138

全国一斉情報伝達訓練

地震や武力攻撃などの発生時に備え、緊急告知FMラジオを強制起動させ、情報伝達訓練を行います。この訓練は、大子町以外でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われますので、御協力をお願いします。

- ◆日時 2月20日(水) 11:00頃
- ◆放送内容
上りチャイム音
「これはテストです。」×3
「こちらは、ぼうさい大子町です。」×1
下りチャイム音

問合せ 総務課総務担当 TEL72-1114

若者をターゲットとした悪質商法に御注意ください

就職や進学など、生活環境が変わる時期を迎える若者は、社会経験の少なさから、消費者被害に遭いやすいため、若者をターゲットとした悪質商法による被害が後を絶ちません。近年では、SNSを利用した悪質商法も多く、その手口も巧妙化しています。少しでも不安に感じたり、悩んだりしたら、一人で悩まず、大子町消費生活センターにすぐ相談してください。

◆マルチ商法／マルチまがい商法

知人の紹介で会員になり、商品やサービスを販売すると、マージン（紹介料）がもらえる商法。入会後に、人を紹介すれば収入が得られると告げられるマルチまがい商法も増えています。

◆アポイントメントセールス

販売の目的を告げずに、喫茶店や営業所に呼び出して、契約しないと帰れない状況にして高額な契約を結ばせる商法

◆架空請求／不当請求

「支払わないと法的手続に入ります。」などと根拠のないSMS（ショートメール等）を送りつけて連絡させようとする架空請求が多発しています。また、アダルトサイトなどで、安易にクリックしたら高額な料金を請求されるワンクリック請求のトラブルも多発しています。

問合せ 大子町消費生活センター TEL 7 2 - 1 1 2 4
(9:00~12:00, 13:00~16:00 ※土日・祝日、年末年始を除く。)

平成 31 年度技能検定（前期）

技能検定とは、働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する国家検定制度です。茨城県では、毎年4,500人が受検しています。なお、合格者には合格証書が交付され、技能士と証することができます。

◆受付期間 4月3日（水）～4月16日（火）（土日・祝日を除く。）

※受検案内は3月1日（金）から配布します。

◆受検手数料 21,000円（実技17,900円 学科3,100円）

※35歳未満の2級3級受検者は、実技試験の一部減免措置があります。

◆実施職種等 1級, 2級, 3級（造園, 機械加工, 電子機器組立て, とび, フラワー装飾 他）

※等級により実施職種が異なる場合があります。

◆試験方法

検定職種ごとに実技試験と学科試験により行われ、両方の試験に合格することが必要です。

※試験範囲は厚生労働省ホームページで「試験基準」として公開します。

◆試験日 職種, 等級により決定します。

※実施職種, 受検申請手続, 受検資格, 試験の免除等, 詳しくはお問い合わせください。

問合せ 茨城県職業能力開発協会技能検定課 TEL 0 2 9 - 2 2 1 - 8 6 4 7

いばらき企業説明会 2019

茨城労働局と茨城県は、平成32年3月に大学等（大学院・大学・短大・高専・専門学校）を卒業する予定の方及び卒業後おおむね3年以内の方（平成31年3月に大学等を卒業する予定の方を含む。）を対象に企業説明会を開催します。

◆水戸会場 □日 時 3月14日（木）13:00～15:30

□参加企業 63社

□場 所 ホテルレイクビュー水戸（水戸市宮町1-6-1）

◆土浦会場 □日 時 3月5日（火）13:00～15:30

□参加企業 40社

□場 所 ホテルマロウド筑波（土浦市城北町2-24）

問合せ 茨城労働局職業安定課 TEL 0 2 9 - 2 2 4 - 6 2 1 8
ハローワーク常陸大宮 TEL 0 2 9 5 - 5 2 - 3 1 8 5

平成 30 年に大子町で発生した火災

大子町の平成 30 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までににおける火災件数は 6 件で、平成 29 年の火災件数に比べると 3 件減少しました。内訳は次のとおりで、建物火災が 2 件、林野火災が 1 件、その他火災（建物、林野火災以外の火災）が 3 件でした。

◆火災件数と内訳

種別	件数		昨年比
	平成 29 年	平成 30 年	
建物火災	4	2	-2
林野火災	0	1	+1
その他火災	5	3	-2
合計	9	6	-3

平成 30 年の火災発生件数は過去 2 番目に少ない発生件数（過去最低は平成 22 年の 5 件）で、損害額は過去最低の 27,000 円でした。本年も火気の取扱いには十分注意してください。

問合せ 消防本部予防課 TEL 72-0119

平成 31 年度県民交通災害共済加入のお知らせ

平成 30 年度の共済期間は 3 月 31 日で終了します。家族そろって加入しましょう。

- ◆共済期間 平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
- ◆会費（1 年間） 一般：900 円
中学生以下：500 円 ※平成 31 年 4 月 1 日現在で中学生以下の方

◆対象となる交通事故

共済期間中に日本国内の道路上等を運行中の自動車、バイク、自転車等の接触、衝突、転落、転覆等の事故に伴う人の死傷

- ◆見舞金 死亡見舞金：100 万円 傷害見舞金：2～30 万円 身障見舞金：50 万円
- ◆請求期間 事故の翌日から 2 年以内
- ◆申込み

□継続加入世帯

各地区交通安全母の会の会員が、2 月 6 日以降から 3 月にかけて加入推進に伺います。

□新規加入世帯

交通安全母の会の会員が、加入推進に伺うことはありません。

生活環境課へ直接お申し込みください（平日 8：30～17：15）。

※加入受付は、保育所、幼稚園及び小・中学校では行っていませんので御注意ください。

問合せ 生活環境課 TEL 76-8802

住宅用火災警報器の 維持管理について

住宅用火災警報器は、火災を感知するために常に作動しており、電池の寿命は約 10 年です。もしもの火災で住宅用火災警報器が適切に作動するよう、定期的に作動確認を行いましょ。電池切れの場合は、住宅用火災警報器本体を交換しましょう。

問合せ 消防本部予防課 TEL 72-0119

進学学力検査への御協力をお願い

平成 31 年度茨城県立高等学校進学学力検査を行いますので、次の日時は屋外放送等を極力控えるよう御配慮をお願いします。

- ◆日 時 3 月 5 日（火）・11 日（月）
8：40～16：30
- ◆場 所 大子清流高等学校

問合せ 茨城県教育庁学校教育部
高校教育課高校教育改革推進室
TEL 029-301-5251